

# 会 員 規 約

2020/8/8 更新

一般社団法人日本パソコン教室経営者連合会

## 【基本理念】

日々進化する ICT と、時代とともに移りゆく生徒のニーズに応え、パソコン教室がこの先も、地域で必要なコミュニティーであり続けるためには、現場で直接生徒に触れ合う講師や経営者が互いに協力し、提携する企業と共に、より高いレベルのコンテンツやビジネスモデルを作り上げていかなければなりません。

パソコン教室業界の未来と、それに関わる教室、団体、企業の発展を目的に、「一般社団法人日本パソコン教室経営者連合会」をここに発足いたします。

## 1. 名称等

本団体は「一般社団法人日本パソコン教室経営者連合会」（以下本団体と呼ぶ）と称します。

## 2. 本部

本団体は本部事務所を、東京都世田谷区祖師谷 1-8-2 に置きます。

## 3. 事業内容

本団体は目的の達成のために次の活動を行います。

- ① 教材や商材を提供する企業との業務提携
- ② 各種教材、教育ツール、商材の企画、開発、提供、販売
- ③ 各種セミナー、勉強会、講演会、研修会の企画、開催、運営
- ④ 教室間の情報交換、教材、データ、資料の共有
- ⑤ 講師及びオーナーの育成、開業支援、各種コンサルティング業務
- ⑥ パソコン教室、学習塾、カルチャースクール等の運営や支援
- ⑦ 地域振興や業界発展のためのボランティア活動
- ⑧ その他、目的の達成に必要な活動

## 4. 会員の種別

本団体の会員の種別は以下の通りです。

- ① 正会員  
教室の経営者または、責任者。議決権を有し、本団体のすべての活動に参加できます。
- ② 準会員  
正会員を有する支店と、その従業員。会費の支払い・議決権・支店の商圏確保はありません。正会員の補佐・代理として本団体の活動に参加できます。
- ③ 賛助会員  
パソコン教室を主としない経営者または協力団体、協賛企業。議決権を有し、本団体の活動すべてに参加できます。
- ④ アドバイザー  
本団体に有益な商材や情報を提供していただける企業・団体・個人。

## 5. 入会資格

本団体の入会資格は以下の通りです。

- ① 一般社団法人日本パソコン教室経営者連合会の事業・理念に賛同いただける方
- ② パソコン教室、カルチャー教室等の経営者。運営者やその団体
- ③ 別紙・商圈ガイドラインに抵触しない方。
- ④ 会員、理事からの紹介状を有する方
- ⑤ 本団体のために有益な商材や情報を提供していただける企業、団体

## 6. 会費

会費については以下のようになります。

### A. 正会員

入会金 **22,000円** (既存教室は11,000円)

月会費 **3,300円**

### B. 準会員 (正会員をもつ支店) 入会金・月会費はありません

### C. 賛助会員 **1,650円**

### D. アドバイザー 入会金・月会費はありません

- ① 会費は税込です。会費の払い込み方法は、初月2か月分は銀行振り込み、以降は預金口座自動振替とします。
- ② 短期入会者の情報流出を防ぐため、初年度に限り、入会日より1年間、退会できません。1年未満での退会は1年分の会費の残高をお支払ください。
- ③ 払い込み期限は、入会金は入会時に、月会費は当月の4日とします。
- ④ 入会金・月会費の金額については年に1回の社員総会にて決議します。

## 7. 退会

退会に関しては以下のようになります。

- ① 退会については退会月の前月10日までに申し出てください
- ② 入会后、1年間は退会できません。その場合、残りの会費をまとめてご入金ください。
- ③ 本団体からの貸与物(データ、CD、書類など)は返却していただきます
- ④ 本団体からの斡旋で導入したコンテンツは解約していただきます。もしくは特典(会員特別価格等)が無効になります
- ⑤ 会員の特典は退会月の翌月から無効となります
- ⑥ 退会后、2年間は再入会できません
- ⑦ 入会金は返還しません

## 8. 除名

以下のような事由がある場合、除名の対象となります。

- ① 会費を3ヶ月以上滞納したとき
- ② 本団体や会員の信頼を損ねるような行いや言動、誹謗中傷が著しいとき
- ③ 本規約に定める事項に違反したとき

## 9. 理事会の設置

本団体は理事会を置きます。理事会は通常、年に4回開催し、代表理事が召集します。主に以下の決議を行います。緊急の場合は必要に応じて臨時理事会を開きます。

- ① 事業報告と基本方針の決定
- ② 会則や規約の見直しと決定
- ③ 理事の職務執行の監査

## 10. 役員の設置

本団体に次の役員を置きます。

- ① 理事3名以上
- ② 監事1名以上
- ③ 理事のうちから代表理事1名と副代表理事1名を定める。
- ④ 理事及び監事の任期は2年とし、社員総会の決議によって選任する。

### 11. 理事の職務

本団体の活動のために理事は次の職務を行います。

- ① 本団体の業務全般に関する打ち合わせや業務執行
- ② 提携取引先企業との打ち合わせ及び交渉
- ③ 情報収集
- ④ 教室間の連絡や召集
- ⑤ 会員同士が円滑なコミュニケーションがとれるための職務及び監査

### 12. 監事の職務

監事は次の職務を行います。また監事は、いつでも理事への事業報告の請求と、業務及び財産の調査をすることができます。

- ① 理事の職務の執行の監査と、監査報告書の作成

### 13. 社員総会

定時社員総会は年に1回、3月～6月に開催します。他、緊急の場合は臨時社員総会を開催します。社員総会ではすべての正会員をもって次の事項を決議します。

- ① 入会金と会費の金額
- ② 会員の除名
- ③ 役員の選任及び解任
- ④ 役員の報酬の金額と基準
- ⑤ 決算報告
- ⑥ 定款の変更
- ⑦ 解散
- ⑧ 理事会での決議事項の報告
- ⑨ その他

決議は特例を除き、出席した正会員の議決権の過半数を持って行います。

#### 14. 特別決議

次の決議は、特別決議として総正会員の議決権の3分の2以上の多数を持って行います。

- ① 会員の除名
- ② 監事の解任
- ③ 定款の変更
- ④ 解散
- ⑤ その他法令で定めた事項

#### 15. 会員の個人情報の利用

会員は、本団体が会員の個人情報を以下の通り取り扱うことに同意します。

- ① 本団体は、個人情報保護に関する法令を守り、個人情報を利用する場合は、本人の同意の範囲内で利用します。
- ② 本団体が保有している個人情報について、本人から開示、訂正、利用停止を求められた場合、迅速かつ誠実に対応します。

#### 16. 営業活動について

会員内での営業活動については事前に本団体本部の許可を得ること。

#### 17. テキスト・教材の使用目的

会員は、本団体を通じて提供、購入したテキスト及び教材について、以下のとおり取り扱うことに同意します。

- ① テキスト及び教材を複製して使用しません。
- ② 会員の受講生に対してのみテキストを販売します。
- ③ 有償・無償を問わず、第三者（受講生を除く）に対して譲渡または使用させません。

#### 18. 会の基本ルール

会員は、会の健全な活動と、会員の良好な運営活動を守るため、以下のルールを制定します。

- ① 情報交換や会員同士のコミュニティに積極的に参加します。
- ② 先輩・後輩・規模・経験等に関係なく、他の会員を尊重し、会員の誹謗中傷や、その原因になるような言動や行動を慎みます。
- ③ 会員同士のトラブルは、会や、その権限を持つ指導係りの指示に従って、問題解決をします。
- ④ 支店出店・移転の際は、必ず事前に本団体に申告をし、了承を得ます。その際は、別紙商圏ガイドラインに従います。

#### 19. 機密保持及び漏洩

会員は、本団体で知り得た情報を機密として取り扱い、教室運営の目的以外に使用しないことに同意します。

- ① 会員は、本団体が提供する Web サイトやサービスにログインするための ID ならびにパスワードを第三者に漏洩してはなりません
- ② 退会後も同様とします

#### 20. その他

本団体や会員に不利益になるようなことや、重要な事項を除いては、必要に応じて、本規約の訂正や修正を行うことができるものとします。

以上